

平成 27 年 3 月 20 日

## 自家用有償旅客運送に係る登録・監査等の権限移譲について

「第 4 次地方分権一括法」により「自家用有償運送の事務・権限」については、平成 27 年 4 月以降、希望する自治体に対して移譲されることとなっています。

練馬区では、運輸や道路運送法の専門知識を有していないため、国土交通省によるマニュアル等の整備など、技術的支援の状況を確認し、移譲の時期について検討することといたしました。

## 1 自家用有償旅客運送

「自家用有償旅客運送」は、「バス・タクシー等が運行されていない、主に過疎地の自治体等において、住民の移動手段の確保のため、自家用車を用いて有償で（白ナンバーで）運送する仕組み」です。

種別としては以下の 4 つがあります。

市町村運営有償運送（過疎地）

過疎地有償運送（団体の運営による運送）

市町村運営有償運送（福祉）

福祉有償運送（団体の運営による運送）

実質、23 区では ~ の運送は行っていないため、今回の権限移譲で議論となる部分は、 の福祉有償運送のみとなります。

## 2 権限委譲の内容

自家用有償旅客運送を実施するためには、その地域における関係者の合意が調っていることを条件に、国土交通省（運輸支局）に登録を行うことが必要となります。

現在は、この関係者の合意手続きを、「練馬区福祉有償運送運営協議会」が担っており、その後の登録・指導・監督事務は、国土交通省（運輸支局）が担っているという状態です。

今回の権限移譲は、この登録・指導・監督事務が移譲されるものです。

権限移譲を受ける効果としては、登録窓口が「運輸支局」から「練馬区役所」に変わることによる「運営協議会での合意から登録までにかかる期間の短縮」などが考えられます。

### 3 自家用有償旅客運送に係る事務手続き

【練馬区福祉有償運送運営協議会】(道路運送法 79 条の 4)  
 構成員 タクシー事業者、福祉有償運送実施団体、福祉有償運送の利用者、運輸支局職員、練馬区職員、公共交通に関する学識経験者など  
 運営協議会での協議事項  
 自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価など

合意

【国土交通大臣の登録】(79 条)  
 有効期間は、原則 2 年  
  
 【国土交通大臣による輸送の安全確保等の指導・監督】(79 条の 9)  
 運行管理体制等の指導・監督  
 監査、是正命令、登録取消処分など

希望する自治体に移譲される事務  
 (平成 27 年 4 月以降)

支援

【国土交通省】  
 ・マニュアルの作成  
 ・人材の育成、ノウハウの提供  
 ・技術的助言、説明会の実施

「運行管理体制等の指導・監督」および「監査、是正命令、登録取消し処分など」の事務は、区の職員に知見・経験が無いことから、移譲にあたっての課題となっています。

### 4 練馬区における福祉有償運送の実施状況など

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
運営協議会の開催回数	3 回	1 回	4 回	1 回
新規登録団体数	0 団体	1 団体	1 団体	0 団体
更新登録団体数	9 団体	1 団体	6 団体	3 団体
運行団体数(年度末時点)	12 団体	13 団体	14 団体	12 団体
利用登録者数(年度末時点)	1,271 人	1,119 人	1,044 人	

26 年度は、平成 26 年 12 月時点の数値です。